

地方自治法第199条第9項及び第10項の規定により報告した定期監査（総務局・市民局・会計室・消防局・産業文化局・こども支援局・選挙管理委員会・監査事務局・上下水道局）の結果報告に対して、西宮市長等から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和4年12月15日

西宮市監査委員 石原俊彦
 西宮市監査委員 佐竹令次
 西宮市監査委員 板戸史朗
 西宮市監査委員 八木米太郎

措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
総務局	令和4年2月7日	令和4年2月8日	令和4年8月31日
市民局	令和4年2月7日	令和4年2月8日	令和4年6月20日
会計室	令和4年2月7日	令和4年2月8日	令和4年8月30日
消防局	令和4年2月7日	令和4年2月8日	令和4年7月5日
産業文化局	令和4年6月10日	令和4年6月13日	令和4年11月15日
こども支援局	令和4年6月10日	令和4年6月13日	令和4年9月14日
選挙管理委員会	令和4年6月10日	令和4年6月13日	令和4年11月28日
監査事務局	令和4年6月10日	令和4年6月13日	令和4年11月29日
上下水道局	令和4年6月10日	令和4年6月13日	令和4年11月24日
措置の内容	別紙のとおり		

西 選 発 第 160 号
令 和 4 年 11 月 28 日
(2022年)

西宮市監査委員	石原	俊彦様
同	佐竹	令次様
同	板戸	史朗様
同	八木	米太郎様

西宮市選挙管理委員会
委員長 白井 啓一

監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

- | | | |
|---|----------|----------------------|
| 1 | 措置を講じた部局 | 選挙管理委員会事務局 |
| 2 | 監査結果報告名 | 定期監査結果報告（選挙管理委員会事務局） |
| 3 | 監査結果提出日 | 令和4年6月10日付報告監第2号 |
| 4 | 措置状況 | 別紙のとおり |

定期監査結果報告に基づき講じた措置
(令和4年6月10日付報告監第2号)

(要改善事項)

監査結果報告書 P19

1 委託業務の適正な完了確認

選挙公報全戸配布委託業務に関しては、他市において配布もれの事案が発生していることから、受託者からの数値的な報告を確認するだけでなく、業務の遂行状況を把握するために、作業日報や配布残部数の現物を確認するなど、仕様書の内容を含めて見直されたい。

(講じた措置)

他市における配布もれ事案については、本市で同様の事案が発生しないよう委託先と情報共有しています。作業日報や配布残部数の現物を確認することは、本委託業務が1～2日で市内全域に全戸配布するという非常に短い期間での業務であることや、現物確認のための回収・配送に係る日数及び費用等を考慮すると実現は困難と思われることから、今後の配布部数の確認方法は、世帯ごとに送付する投票所整理券の送付数を比較する事により配布もれの有無を確認するとともに、改めて配布員に選挙公報の重要性について周知させるよう、改善を図りました。

なお、選挙ニュースにおいて選挙公報の配布日や配布元の情報を掲載し、配布がされなかった場合の対策を掲載・周知しており、今後も掲載します。

(監査委員の意見)

監査結果報告書P19

2 備品等の適正な管理

備品の廃棄手続がもれた場合、実際に廃棄されたのかどうかや、その廃棄が適切であったのかどうかについて、後日検証を行うことが極めて困難となる。したがって、備品を廃棄する際には、手続が確実に行われるよう、管理体制を整備されたい。また、書き損じたレターパックはそのまま使用することができないため、長期間放置せず、定期的な整理を行われたい。

(講じた措置)

備品等の適正な管理については、事業担当から廃棄する予定の備品番号シールを庶務担当にすみやかに報告するよう課内で再確認し、廃棄手続き漏れが起こらないよう、改善を図りました。

書き損じたレターパックは、時期を決めて定期的な整理を行う事とし、改善を図りました。

(要改善事項及び監査委員の意見)

監査結果報告書 P19

3 適正な服務事務

会計年度任用職員Bの勤務状況報告に際して、出勤簿等の書類に必要な事項の記載を徹底するとともに、集計ミスを防止するためのチェック体制を整備されたい。

(講じた措置)

適正な服務事務については、出勤簿等の書類に必要な事項の記載を徹底するとともに、集計ミスを防止するため、集計報告書と共に出勤簿を併せて回覧して確認する事とし、改善を図りました。

西 監 発 第 77 号
令 和 4 年 11 月 29 日
(2022年)

西宮市監査委員 石 原 俊 彦 様
同 佐 竹 令 次 様
同 板 戸 史 朗 様
同 八 木 米 太 朗 様

西宮市監査委員 石 原 俊 彦
同 佐 竹 令 次
同 板 戸 史 朗
同 八 木 米 太 朗

監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

- | | |
|------------|------------------|
| 1 措置を講じた部局 | 監査事務局 |
| 2 監査結果報告名 | 定期監査結果報告（監査事務局） |
| 3 監査結果提出日 | 令和4年6月10日付報告監第2号 |
| 4 措置状況 | 別紙のとおり |

定期監査結果報告に基づき講じた措置
(令和4年6月10日付報告監第2号)

(要改善事項)

監査結果報告書 P25

1 適正な支出事務

会計事務において日付は債権又は債務の発生やその確定時期などを示す点で重要であり、十分な確認が必要である。また、納品の際の確認印のもれも、単なる押印もれの問題ではなく、当該支出負担行為における重要な手続のミスであることを十分に認識し、改善に取り組まれない。

(講じた措置)

支出負担行為として整理する時期につきまして、「西宮市例規集検索システム」から予算の編成および執行に関する規則の別表第1を紙に打ち出し、直ちに確認できるよう改善を図りました。また、納品の際の確認印につきましては、納品があり次第、担当者2名により確認・押印するように、改善を図りました。